

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 7 号
件 名	法改正「庶務」から「事務」を無知な新潟市議会（議事課）及び議事課長の裁量権逸脱について
要 旨	<p>陳情者が議会に陳情した2件の陳情に対し、午前10時の同時刻に別々の常任委員会の審議開始を決めた議事課長の判断は、陳情者に対して負担を増大させ不利益を与えるもので正当性はない。</p> <p>同日の委員会審議は他に審査事案がないことから、1～2時間程度の間を置いた会議運営は何ら支障ないものと考察する。同時刻に両委員会に出席することは不可能な議事運営であり、議会のあしき慣例などに盲目的に追従し、市政参画につながる市民の傍聴権利等をも無視した裁量権の逸脱、濫用と主張する。</p> <p>議事課長の資質を疑い、そのあからさまな執行には執行部批判を陳情した市民に対する差別的な悪意を感じる。</p> <p>さきに行った委員会の趣旨説明に続き、委員の所管に対する質疑応答を傍聴することは当然の権利である。文教経済常任委員会は前委員会の終了を待つことを承知していたから、陳情者の傍聴要求を議事課長から非難されるいわれはない。</p> <p>また、待っている委員会の委員係に対するお願い交渉は、委員会室の端側において、平穩に恐縮しながら傍聴優先をお願いし、お互い小声で交渉しているもので、審査会議の議事進行には何ら支障はなかった。その平穩を打ち破くような怒声を発して別委員会の趣旨説明へ急がす議事課長の行為は、職務の優位性を利用し、抗議などの意思表示ができない弱い立場の傍聴者に対する状況判断のできない無能資質の執行である。</p> <p>以上の行政行為は恣意や不合理な基準による不平等な扱いであるから、市民の傍聴する権利を行政行為で制限したものである。（裁量権の逸脱、濫用）</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成23年9月14日 議会運営委員会
受 理	平成23年9月9日 第290号

平成22年9月議会から平成23年6月議会まで全6件の陳情を新潟市議会に対して行っているが、当初から常任委員会及び議会事務局職員に執行機関に対する監視任務を理解した相応の緊張感は全く感じ受けなかった。

平成23年3月24日に議会事務局長に対し、地方自治法第138条「議会事務局職員に関する「庶務」から「事務」」、同法第100条の2「専門的知見の活用」等の改正条項を教示した。

議会事務局職員の職務が「庶務」から「事務」に変わり、職員みずから積極的に政策形成や執行機関に対する監視機能の補佐を行うことが明確化されたものである。それらを解説した地方自治制度研究会発行の書籍「平成18年改正のポイント」を贈呈して、議事課職員に対するその周知教育を要請した。

3カ月を経た同年6月においても職員にその認識はなく、周知教育がなされていないことを確認し、事務局長等に対して無知議会の運営は新潟市民の不幸であることを理由に強硬に抗議し、法改正の趣旨を理解すべき研修教育の履行を要求した。

その後の議事課長に法改正の趣旨を理解しようとする真摯な姿勢はなく、その任に不相応な資質の公務員と洞察する。

平成18年の法改正から6年間の長期にわたる議会事務局全体の無知は市議会の無知に一致し、新潟市民に及ぼす損失は重大であり、新潟市議会及び執行機関の綱紀粛正が必要と考察する。

新潟市議会と執行機関の不適切な関係は昭和37年から存在する新潟市議会図書室規程第2条でも証明され、議会が監視任務を忘れて追認機関に甘んじている両者の癒着腐敗は根が深いものと考察する。